

[資料] 官報と戸籍先例にみる関東大震災

齋二幸一事務所* 齋二幸一

Great Kanto Earthquake from the Official Gazette and the Family Register Precedent

Kouichi SAINI

69-7 shinbo, Tsuruga, Fukui 914-0001, Japan

There are the many documents about the Great Kanto Earthquake of the outbreak on September 1, 1923, but the chronological order documents are not announced based on a published official gazette in those days. In the electronic library of the Diet library, the official gazette has been shown from 1883 to 1952. I could grasp from this library data that the social situation was settled down from outbreak in about two months. In Tokyo-shi and Yokohama-shi, I recognized the city halls where a copy of a person's family register was destroyed by fire. According to the official gazette data, the main policy was put for the peace and order maintenance at the time of an earthquake occurrence. This situation was calmed down in the middle of September. The next stage became content for the revival. We can know the social influences which the earthquake disaster gave by watching the chronological official gazette. Furthermore, we can research the Great Kanto Earthquake and the relations of the family register precedent by utilizing these data.

Keywords: Great Kanto Earthquake, Official Gazette, Family Register Precedent

§1. はじめに

戸籍先例を調査している段階で関東大震災関連のいくつかの先例を取得したが、東京市の戸籍簿等の焼失の状況の資料は得られなかった。

国会図書館の電子図書館において、明治 16 年(1883)7 月 2 日から昭和 27 年(1952)4 月 30 日までの官報[電子データ等参照]が公開された。この中で東京市の焼失データと神奈川県焼失データを得ることができた。この調査をしているとき、震災をテーマに絞った時系列の官報関連記事があればデータ取得がスムーズにでき、いろいろな分野で利用できると考えた。

大正 12 年(1923)9 月 1 日発生の関東大震災については数多くの資料はあるが、当時の官報をもとに時系列化された資料は発表されていない。

震災当時の官報がデジタル化され Web 上で閲覧できる現在において、時系列表示が容易になり、そのことが可能になった。

震災関連の官報記事を見ると、震災発生から約 2 ヶ月で復旧関連記事も少なくなり落ち着いてきていることが把握でき、更に、余震もこの期間では安定していると判断した [武村(1999)]。また、戒厳令が適用された大正 12 年 9 月 2 日から解除された 11 月 16 日までであることから、この 2 ヶ月半を時系列で「官報に

おける震災関連記事」として表 1 で掲載した。更に、勅令に関しその公布とその後の改廃を、「治安維持」、「復旧・復興」、「経済」に分類し考察した。

一方、関東大震災で戸籍先例にテーマを絞った研究はなく、戸籍法を研究する立場でこれまで取得したすべての関連先例を掲載し、「官報における震災関連記事」の活用事例として、戸籍先例を考察することにした。

なお、本論は歴史学的見地からではなく、法律的根拠に基づく見地から考察したものである。

§2. 官報の発刊

2.1 官報の概要

官報は、法律、政令、省令、告示、条約等の公布や国の機関としての諸報告や資料を公表している。更には、会社の決算等も有料で掲載されている。

旧憲法においては、「公式令」(明治 40 年勅令第 6 号)第 12 条で「公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス」とされており、あらゆる状況下においても発刊しなければ、法令等の効力が発生しない根拠となっていた。新憲法の施行に伴い、「公式令」は「内閣官制の廃止等に関する政令」(昭和 22 年政令第 4 号)で廃止され、その法的根拠がなくなった。慣例的に法律等の公布は官報でおこなわれている。

* 〒914-0001 福井県敦賀市新保 69-7
電子メール: saini@rm.rcn.ne.jp

一方、最高裁の昭和 32 年 12 月 28 日の判決で「公式令」廃止後の法令等の公布方法は「官報」と判断され現在に至っている。

現在は、行政機関の休日を除く毎日発行され Web では午前 8 時 30 分過ぎにその日の官報を閲覧できる。「本紙」は原則 32 枚でそれ以上が「号外」となり、休刊日の発行は「特別号外」となる。「本誌」は元号で連番となり、「号外」「特別号外」は年度ごとで連番となる。関東大震災当時の官報では「特別号外」の制度はない。

現在の官報の掲載順序は法律、政令、省令、告示等となり、当時のものは法律、勅令、省令、告示等となっている。省令の順序は設立が古い省が先順位となるのは当時と同様である。

官報の表示で間違いがある場合は、「正誤欄」で後の官報で訂正されることになる。間違いを発見して関係の省に連絡した経験がある。厳重なチェックをしても現在でもこのようなことがある。

2.2 震災時の官報の発刊状況

当時、官報を発刊していた大蔵省印刷局の震災時の状況は『大蔵省印刷局百年史第2巻』[大蔵省印刷局編(1972)]の中で詳細な記録がある。

地震発生時の 9 月 1 日に庁舎及び印刷工場がほとんど破壊された。「国政運営の基軸ともいべき政令公布の機能は、完全麻痺の状態」となった[大蔵省印刷局編(1972)]。その報告に総理官邸に担当者がいくと緊急勅令等の公布が決定されていた。偶然にも秘書官室に謄写印器が一台あり、この器具を使い原紙を切って 60 余部を謄写して内閣の官印を押して 9 月 2 日の「官報号外」とした。「震災時のガリ版刷り官報」と呼ばれるものである。

翌 3 日に議事堂構内の活版部出張所の印刷機が無事であることが確認でき、2 日の号外を活版印刷した。それだけでは印刷能力に限界があり、9 月 25 日以降は民間業者と契約して官報印刷が行われた。

一方、編集部は議事堂から東大付属小石川植物園事務所に 9 月 24 日に移動した。翌 25 日からこの体制が翌大正 13 年 2 月末まで続いた[大蔵省印刷局編(1972)]。

2.3 震災直後の官報

地震発生 9 月 1 日(土)午前 11 時 58 分であるが、当時において土曜日は休日でないので本誌第 3327 号が地震前に発刊されている。翌 2 日に手書きの「震災時のガリ版刷り官報」が大変な苦労で発行された。

以下は、2 日付けで添附された文章である。なお、表示方法は表 1 と同様である。「大正 12 年 9 月 1 日関東地方大震災火災ノタメ東京市麹町区大手町所在印刷局庁舎並ニ工場ハ僅ニ其一部ヲ残シタルノミテ焼失ノ厄ニ遭ヒ官報ハ一時其

印刷発行ノ能力ヲ全ク失ヒタリ

然レトモ緊急ノ公文及叙任辞令等ハ急速公示ノ要アルヲ以テ号外トシテ翌 2 日午後麹町区永田町内閣総理大臣官邸ニ於テ謄写版並ニ「タイプライター」ヲ以テ印刷シ各大臣並ニ上級官庁ニ配布シタリ

其間余震尚未タ熄マス市中猛火ノ光焰熾ナル中ニ夜ハ蠟燭ノ光下ニ辛ウシテ印刷ヲ了シタルモノナリ

前述のように、官報で公布されなければ、法律等とした効力を有しないで、余震と猛火の中、ローソクの明かりでガリ版印刷したもので苦労が伺われる。

2.4 震災での官報の補給

9 月 2 日は「本誌」として発行できず、22 日までが「号外」となった。民間の印刷機能を借りることができた 9 月 25 日から「本紙」第 3328 号が発刊されることになった。

一方、9 月 30 日の官報目録には「本目録所掲ノ 9 月 2 日ヨリ同 24 日ニ至ル官報号外ハ応急箇所ノミニ配布シタルニ由リ、10 月 8 日、11 日、15 日、18 日及 20 日ニ互リ順次官報附録トシテ再録シ一般ニ配布セリ」と記載されている。なお、9 月 24 日に官報は発行されていないが、翌日の 25 日に「本誌」が発行される前の「号外」に関して日をあらためて当時の日付で「官報附録」として補うことになった。

2.5 官報雑報号外の発刊

震災関連の官報雑報号外は臨時震災救護事務局情報部発表のもので 9 月 9 日第 3 号から 9 月 22 日第 15 号までの 13 枚が発刊された。なお、9 月 14 日の第 8 号から「御覧済の上は往來の見易き場所に張つて下さい」の表示がある。第 1 号は 9 月 7 日に、第 2 号は 9 月 8 日に官報に刊行されているが収録されていない。

国会図書館の「関東大震災時の官報号外」によると雑報欄は、「文化、産業其の他有益なる事實を公平且つ的確に報道すると共に従来枯淡に過ぎた官報の紙面に軟か味を加へようといふ趣旨」の下に大正 12 年 4 月 7 日に創刊されている。

表 1 の下欄に雑報号外の記事の内容を時系列で記載した。震災状況の変遷が理解できる。更に、状況が落ち着いた 10 月 3 日の官報雑報号外第 40 号と同月 6 日の第 41 号で震災関連の記事がひらがな表示となった。

2.6 「関東大震災」の名称と官報

「関東大震災」の名称は 10 月 16 日の官報に初めて表示された。これは、予約出版届出 題名「癸亥関東大震災史」で「癸亥(みずのとい、きがい)」が干支で 1923 年を意味する。本は大正 13 年 3 月 3 日廃絶となっている。予約出版法は明治 43 年 4 月 16 日法律第 55 号に公布され昭和 42 年法律第 120 号で昭

和 42 年 8 月 1 日廃止されたものである。国会図書館での検索の結果、次に表示されるのは大正 15 年 2 月 9 日予約出版履行「現代人事調査録附関東大震災別記」のみで昭和 27 年までこの 3 箇所の表示しかない。

当時の正式な公文書としての官報の中では「関東大震災」という名称がないことが分かった。一方、戸籍先例に関しても「関東大震災」の名称を用いていない。

§3. 震災時の主な勅令

3.1 勅令について

当時は旧憲法下であり、現在の法律関係と異なっている場合がある。

現在の「政令」に当たるものが「勅令」であるが、「法律」に近いものが存在する。「勅令」は、旧憲法 8 条による「緊急勅令」と同 9 条による「勅令」がある。「緊急勅令」は公共の安全のために議会閉会中に法律に代わるものとして公布される。ただし、次の議会で承諾できない場合は将来に向かい効力をなくする。「勅令」は現在の「政令」と同様の作用のほかに、秩序維持等のために命令することができる。この場合はこの命令で法律を変更することはできないとされている。しかし、新憲法施行によりこのような制度は廃止された。

一方、勅令の具体的内容等は『中央防災会議 1923 関東大震災報告書第 2 編』[電子データ等参照]に詳細に記述されており、更に、その社会的影響等は『関東大震災の社会史』[北原糸子(2011)]に詳細に示されている。

ここでは関東大震災時に制定された勅令とその後の改正及び廃止を調べることでその流れを捉えることにした。

「治安維持関係」、「復旧・復興関係」、「経済関係」の 3 種類に分類して次に示す。

なお、官報発刊日を公布の日とするが、国会図書館の『日本法令索引』[電子データ等参照]との整合性の観点から国会図書館に合わせた。

3.2 治安維持関係

3.2.1 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件

一般に「戒厳令」と呼ばれるもので、緊急勅令第 398 号として、大正 12 年 9 月 2 日に公布され同日施行された。大正 12 年勅令第 478 号により公布翌日の大正 12 年 11 月 16 日に廃止された。

3.2.2 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ノ施行ニ関スル件

緊急勅令第 399 号として、大正 12 年 9 月 2 日に公布され同日施行された。9 月 3 日、4 日、10 月 24

日に改正され、大正 12 年勅令第 479 号により公布翌日の大正 12 年 11 月 16 日に廃止された。

3.2.3 関東戒厳司令部条例

勅令第 400 号として、大正 12 年 9 月 3 日に公布され同日施行された。大正 12 年勅令第 480 号(東京警備司令官令)により大正 12 年 11 月 16 日に廃止された。なお、「関東戒厳司令官命令」は 9 月 22 日の官報で第 1 号(9 月 3 日)、第 2 号(9 月 4 日)、第 3 号(9 月 5 日)が掲載され、9 月 25 日の官報で第 5 号(9 月 20 日)の掲載はあるが第 4 号の掲載はない。また、9 月 25 日の官報で「関東戒厳司令官告諭」(9 月 6 日)の掲載がある。

3.2.4 治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件

緊急勅令第 403 号として、大正 12 年 9 月 7 日に公布され同日施行された。大正 14 年法律第 46 号(治安維持法)の施行に伴いその附則で大正 14 年 4 月 22 日に廃止された。

3.2.5 震災地警備ノ事務ニ従事セシムル為臨時職員設置ノ件

勅令第 413 号として、大正 12 年 9 月 12 日に公布され同日施行された。10 月 15 日、大正 13 年 12 月 20 日、大正 14 年 4 月 1 日に改正され、昭和 7 年 6 月 29 日に廃止された。

3.2.6 各兵科ノ者ニ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件

勅令第 441 号として、大正 12 年 10 月 11 日に公布され同日施行された。昭和 17 年 5 月 22 日(兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件)に名称変更された。昭和 18 年 11 月 20 日の改正後に昭和 20 年 2 月 13 日(補助憲兵令)に名称変更され、昭和 21 年勅令第 319 号により昭和 21 年 6 月 14 日に廃止された。

3.2.7 震災地警備ノ事務ニ従事セシムル為臨時職員設置ノ件

勅令第 444 号として、大正 12 年 10 月 15 日に公布され同日施行された。大正 13 年 12 月 20 日及び大正 14 年 4 月 1 日に改正された。昭和 7 年勅令第 98 号により昭和 7 年 6 月 29 日に廃止された。

3.2.8 庁府県巡査定員ニ特例ヲ設クルノ件

勅令第 445 号として、大正 12 年 10 月 15 日に公布され同日施行された。大正 15 年勅令第 141 号により大正 15 年 6 月 3 日に廃止された。

3.3 復旧・復興関係

3.3.1 非常徴発令

緊急勅令第 396 号として、大正 12 年 9 月 2 日に公布され同日施行された。大正 13 年法律第 7 号により、大正 13 年 7 月 18 日に廃止された。

3.3.2 臨時震災救護事務局官制

勅令第 397 号として、大正 12 年 9 月 2 日に公布され同日施行された。9 月 17 日及び 11 月 30 日の改正を経て、大正 13 年勅令第 55 号により大正 13 年 3 月 31 日に廃止された。

3.3.3 東京府神奈川県等に於ケル現任府県会議員ノ任期等ニ関スル件

緊急勅令第 409 号として、大正 12 年 9 月 12 日に公布され同日施行された。大正 13 年 1 月 11 日内務省告示第 6 号で勅令第 409 号の選挙は大正 13 年 6 月 10 日とされた。昭和 29 年法律第 82 号で昭和 29 年 5 月 1 日に廃止された。

3.3.4 東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件

勅令第 414 号として、大正 12 年 9 月 15 日に公布され同日施行された。大正 17 年(1927)8 月末に除去して終了としている。大正 13 年 2 月 18 日に改正され、昭和 25 年法律 201 号の政令第 319 号で昭和 25 年 11 月 23 日に消滅とされた。

3.3.5 帝都復興審議会官制

勅令第 418 号として、大正 12 年 9 月 19 日に公布され同日施行された。大正 13 年勅令第 24 号により大正 13 年 2 月 25 日に廃止された。

3.3.6 東京府及神奈川県ニ於ケル衆議院議員選挙人名簿調製ニ関スル件

緊急勅令第 423 号として、大正 12 年 9 月 27 日に公布され同日施行された。大正 13 年 1 月 11 日内務省令第 2 号で選挙人名簿に関する規定が示された。

大正 13 年 2 月 8 日詔書で衆議院総選挙は大正 13 年 5 月 10 日とされた。昭和 29 年法律第 82 号で昭和 29 年 5 月 1 日に廃止された。

3.3.7 帝都復興院官制

勅令第 425 号として、大正 12 年 9 月 27 日に公布され同日施行された。大正 13 年勅令第 25 号により大正 13 年 2 月 25 日に廃止された。

3.3.8 臨時營繕局官制

勅令第 434 号として、大正 12 年 10 月 1 日に公布され同日施行された。大正 14 年勅令第 68 号により大正 14 年 4 月 1 日に廃止された。

3.4 経済関係

3.4.1 私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件

緊急勅令第 404 号として、大正 12 年 9 月 7 日に公布され同日施行された。一般に「支払い猶予令」と呼ば

れ、9 月 1 日から 30 日を支払期限とする債務に関し支払い期限を 30 日延長するものであった。猶予期間満了により自動的に失効したことになる。

3.4.2 震災ニ際シ生活必需品ニ関スル暴利取締ノ件

緊急勅令第 405 号として、大正 12 年 9 月 7 日に公布され同日施行された。大正 15 年法律第 5 号により大正 15 年 3 月 25 日に廃止された。

3.4.3 会計規則其ノ他ノ収入支出ニ関スル命令ノ規定ニ対シ特例ヲ設クル件

勅令第 406 号として、大正 12 年 9 月 7 日に公布され同日施行された。10 月 20 日の大蔵省令第 24 号「大正 12 年勅令第 406 号ニ依リ会計規則ニ対スル特例ノ件」で目的が達成され終了した。

3.4.4 米穀輸入税免除ノ件

勅令第 407 号として、大正 12 年 9 月 11 日に公布され同日施行された。大正 13 年 2 月 27 日に改正され、昭和 8 年法律 24 号の勅令第 278 条で昭和 8 年 11 月 1 日に消滅とされた。

3.4.5 生牛肉及鳥卵ノ輸入税免除ノ件

勅令第 408 号として、大正 12 年 9 月 11 日に公布され同日施行された。大正 13 年 3 月 31 日期間満了により自動的に失効したことになる。

3.4.6 震災被害者ニ対スル租税免除等ニ関スル件

緊急勅令第 410 号として、大正 12 年 9 月 12 日に公布され同日施行された。大正 12 年度分の租税納付期限で自動的に失効したことになる。昭和 29 年法律第 121 号で昭和 29 年 5 月 22 日に廃止された。

3.4.7 臨時物資供給令

勅令第 420 号として、大正 12 年 9 月 22 日に公布され同日施行された。大正 12 年勅令第 509 号により大正 12 年 12 月 24 日に効力が喪失された。

3.4.8 臨時物資供給特別会計令

勅令第 421 号として、大正 12 年 9 月 22 日に公布され同日施行された。大正 12 年勅令第 510 号により大正 12 年 12 月 24 日に効力が喪失された。

3.4.9 日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件

緊急勅令第 424 号として、大正 12 年 9 月 27 日に公布され同日施行された。震災関連手形の決済期限を大正 14 年 9 月 30 日に繰り延べとした。期間満了により自動的に失効したことになる。「震災手形」を生んだもので、その後の経済状況の悪化と相俟って昭和金融恐慌の一つの大きな原因とみなされている[中村隆英(1994)]。

その後、大正 14 年法律第 35 号(日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル法律)で期限を大正 15 年 9 月 30 日まで繰り延べとし、大正 15 年法律第 33 号で期限を大正 16 年(1927)9 月 30 日まで繰り延べた。昭和 29 年法律第 203 号で昭和 29 年 7 月 1 日に廃止された。

3.4.10 震災被害者ニ対スル租税ノ減免等ニ関スル件ノ施行ニ関スル件

勅令第 433 号として、大正 12 年 9 月 30 日に公布され同日施行された。内容が緊急勅令第 410 号の施行に関する事なので、大正 12 年度分の租税納付期限で自動的に失効したことになる。昭和 29 年法律第 121 号で昭和 29 年 5 月 22 日に廃止された。

3.4.11 震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル会社ノ株主總會等ニ関スル件

緊急勅令第 471 号として、大正 12 年 10 月 31 日に公布され同日施行された。公布により目的が達成されたことになる。

§4. 関東大震災と戸籍先例

戸籍法を専門的に研究する立場で膨大な戸籍先例を調査した結果、関東大震災関連でいくつかの先例を取得したが当時の東京市の戸籍簿等の焼失の状況は大正 12 年 9 月 28 日司法省告示第 21 号であると確認できたが、資料を得ることができなかった。

国会図書館の電子図書館もデジタル官報でその資料を入手でき、更に、横浜市等の戸籍簿等の焼失状況が、10 月 3 日司法省告示第 26 号であることが分かった。

戸籍関係の資料として、大正 12 年 9 月 28 日司法省告示第 21 号を表 2 に、大正 12 年 10 月 3 日司法省告示第 26 号を表 3 に示す。

次に、大震災発生に伴う戸籍簿の焼失や死亡等に関する戸籍法の取扱いを通じて、当時の状況を考察する。

戸籍先例とは、「戸籍事務の監督官庁である法務省という行政官庁が、戸籍事務の取扱いについて全国的統一を期するために発する指示、通知、回答などである[高妻・田代(2001)].」とされている。重要な戸籍先例は全く同じ内容で、民事月報と月刊戸籍に公開されている。

現在、戸籍の担当は法務省民事局民事第一課であり、管轄の法務局または地方法務局が直接関与している。市区町村長が戸籍事務管掌者となり、吏員をして補助させている[戸籍法務研究会(2001)].

明治時代から現在まで、膨大な戸籍先例があり、有権的行政解釈として戸籍事務担当者を拘束している。したがって、戸籍事務担当者が先例にない事案を独自の判断で処理することはできないことになってい

る。

4.1 震災当時の戸籍法

近代的な戸籍制度は明治 5 年(1872)2 月 1 日施行の明治 5 年戸籍法(壬申戸籍)である。「壬申」は明治 5 年の干支が壬申(みずのえさる)にちなんだものである。

明治 19 年(1886)に改正され、旧民法の明治 31 年(1898)7 月 16 日施行に伴い、その付属法として戸籍法(明治 31 年法律第 12 号)が同日施行された。従来の行政的性格が除かれ、司法的身分登録・公証制度となった[戸籍法務研究会(2001)].

その後、大正 4 年(1915)1 月 1 日施行の戸籍法(大正 3 年法律第 26 号)となった。旧戸籍法または大正 3 年戸籍法と呼ばれ、震災当時はこの戸籍法が適用されていた。

この戸籍法は「日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律」の施行までの昭和 22 年(1947)5 月 2 日までであるが、現行の戸籍法(昭和 22 年法律 224 号)の昭和 23 年 1 月 1 日施行までは、戸籍簿の様式はそのままとなっている[戸籍法務研究会(2001)].

4.2 震災当時の戸籍事務の監督

大正 3 年戸籍法第 3 条により市役所、町村役場の所在地を管轄する区裁判所が監督した。旧戸籍法規則第 54 条で疑義が生じた場合は監督区裁判所を経由して司法大臣に稟向することになっていた。区裁判所は制度的には異なるが、現在の簡易裁判所に相当する。

戸籍事務は私法上の身分関係の形成や公証等に重大な関係を有し、全国的統一的に民法等の正しい解釈適用が要求されるため監督制度が必要となる[谷口(1986)].

現在は区裁判所が法務局または地方法務局となっている。また、「監督」という表現ではなく「管轄」と表示されているが実質的には同様の役割となっている。

4.3 震災当時の戸籍簿

大正 3 年戸籍法 11 条により戸籍は正副 2 本を置き、正本は市役所、町村役場に備え副本は監督区裁判所に保存することになっていた。

戸籍は人の身分関係を公証する唯一の帳簿であるからその重要性にかんがみ、正本とは別に副本を調製保存して、正本の滅失に備えた[岡垣・加藤(1985)].

現戸籍法 8 条でも戸籍は正副 2 本を設け、正本は市役所、町村役場に備え副本は管轄法務局等に保存することになっている。最近では、東日本大震災における津波で滅失した戸籍(南三陸町、女川町、陸前高田市、大槌町)を管轄法務局保存の副本で再製

された事例がある。東日本大震災では戸籍の証明事務等は正本ができるまで副本が活用された。

戸籍簿等が火災等で焼失した場合の対応は、大正3年戸籍法15条同施行細則33条及びこれまでの公開された戸籍先例があり、「関東大震災」による公開された戸籍先例を発見していない。従来の積み重ねられた先例で対応したものと推測する。

市町村の戸籍の正本が焼失した場合は監督区裁判所の副本で再製されるが、大事変の場合は「仮戸籍」を調製し対応することになる[高妻・田代(2001)]。震災前にすでにこの制度があり、正本と副本が焼失した関東大震災に適用された。

震災による戸籍簿の滅失や終戦直後の沖縄県に本籍を有する者にも「仮戸籍」の適用があった[高妻・田代(2001)]。

表2の「東京市ニ於テ火災ニ罹リ焼失シタル戸籍ニ関スル帳簿書類ニ付届書送付ノ件」及び、表3の「神奈川県下ニ於テ焼失シタル戸籍簿其他ノ書類ニ関スル申出ノ件」で「仮戸籍」の調製をしたことになる。

「仮戸籍」の記載は本戸籍の記載と同様の効力を有する。このため、軽微な戸籍の記載は市町村長で処理できるが、相続等に重大な影響を及ぼす場合は確定判決による戸籍訂正となる。

この方法は現在の戸籍訂正制度と同様の考え方である。

4.4 震災当時の死亡に関する戸籍処理

通常の死亡事案では大正3年戸籍法116条が適用され、死亡届と共に診断書または検案書の添附を要した。これらの添附ができない場合は、死亡の事実を証する書面の添附が必要であった。

埋葬に関しては、表4の「墓地及埋葬取締規則」で示す通り、当時は通常でも所轄警察署の権限が強いことが伺われる。従って、大震災のような場合は警察の権限で遺体処理が行われた。

戸籍に関して事変による死亡の場合は大正3年戸籍法第119条で対応することになる。第119条は「水難、火災其他ノ事変ニ因リ死亡シタル者アル場合ニ於テハ其取調ヲ為シタル官庁又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ為スコトヲ要ス」と規定され震災時は主に警察署からの報告となった。

通常の死亡届を期待することが困難なばかりでなく、取調官公署の直接の資料に基づく死亡の報告による方が正確を期待し得る[岡垣・加藤(1985)]。報告を受けた市町村長はこの死亡報告に基づいて戸籍の記載をすることになる。

4.5 関東大震災に関する戸籍先例

以下は、全集で公開されている戸籍先例を著者が独自に纏めたものである。これらの空番号には、非公

開の先例が多数あると考えられる。

一方、官報でみたように戸籍先例や司法省告示において「関東大震災」の名称は用いられていないことが分かる。

4.5.1 大正12年9月14日民事3212号回答

原文 全集932p[戸籍先例研究会(1955)]

大正12年9月13日付日記第3892号前橋地方裁判所長問合

東京又ハ横浜ニ於テ今回ノ震災ノ為メ死亡シタル者ヲ検視調書ノ作成ナク単ニ警察官ノ立会ノ上遺骨ト為シ携ヘ帰り本籍地市町村長ヘ其事由ヲ具シ死亡届ヲ為シクルトキハ受理スルコトヲ得ヘキヤ

前項受理シ得サルモノトセハ戸籍法第百十九条ノ報告ニヨリ処理スヘキモノナルモ震死者多数ニシテ之カ取調報告等不可能ナルモノアリトセハ如何ニ処理スヘキヤ

大正12年9月14日付民事第3212号民事局長回答
死亡届ヲ受理スヘシ

○要旨

東京または横浜における今回の震災による死亡者は、検視調書の作成なく単に警察官立会の上、遺骨としたものにつきその事由を記載した死亡届をしたときはこれを受理する。

4.5.2 大正12年9月17日民事3226号回答

原文 全集933p[戸籍先例研究会(1955)]

大正12年9月14日付電報千葉区裁判所監督判事問合

震災ニヨリ死亡シタル者ニ付添附書類無ク死亡届アリタル時ハ受理シ差支ナキヤ

大正12年9月17日付民事第3226号民事局長回答
死亡ノ事実明ナルニ於テハ貴見ノ通

○要旨

震災による死亡者については証明書の添附がなくても、死亡の事実が明らかな場合には届出を受理して差しつかえない。

4.5.3 大正12年9月28日民事3370号回答

原文 全集933p[戸籍先例研究会(1955)]

大正12年9月25日付日記第4635号水戸地方裁判所長問合

東京横浜地方震火災ノ際死亡シタル者ニ対シ死亡届出ヲ為サントスル者多数有之候処今回ノ遭難者ニ付テハ戸籍法所定ノ診断書若クハ検案書ヲ徴スルハ極メテ困難ト認メ候ニ付火葬者又ハ死亡ヲ実見シタル者ノ証明アリタルトキ、届出人力死亡ヲ実見シ死亡実況書ヲ作成シタルトキ、若クハ死亡者ノ遺髪又ハ遺骨ヲ携帯シタルトキ等ノ場合ハ勿論右証明ナシト雖モ本所区被服工廠等ニ避難シ死亡シタルモノハ如キハ死亡届ヲ受理セシムル外無之ト思料候得共御意見

承知致度

大正 12 年 9 月 28 日付民事第 3370 号民事局長回答
貴見ノ通思考致候

○要旨

東京横浜地方震火災で死亡した者が多数ある場合、火葬者または死亡実見者の証明があったとき届出人が死亡を実見しその実況書を作成したとき若しくは遺骸または遺骨を携帯したときはもとより被服工廠等に避難し死亡した事実があるような者は診断書または検案書の添附がなくてもその死亡届は受理して差しつかえない。

4.5.4 大正 12 年 11 月 9 日民事 4775 回答

原文 全集 933p[戸籍先例研究会(1955)]

大正 12 年 11 月 5 日戸籍第 89 号東京市京橋区長稟伺

今回ノ震災ニ因ル死亡者ノ死亡届出方ニ付本年九月十四日前橋地方裁判所長伺ニ対スル民事第三二二二号及同月十七日千葉区裁判所監督判事伺ニ対スル民事第三二二六号民事長御回答ニ依レハ診断書、検案書又ハ検視調書等ヲ得ルコト能ハサルモ死亡ノ事実ヲ確認シ得ヘキ場合ハ添附書類無キモ死亡届ヲ受理スヘキ取扱例ニ有之他管ヨリ右添附書類ナキ死亡届ノ送付ヲ受タルモ死亡ノ原因及年令等不明ナル為メ戸籍対照上正確ヲ期シ難キモノト思料セラレ候ニ就テハ市町村長カ死亡ノ事実ヲ確認シタル場合ニ於テハ確認ノ根拠タルヘキ事由例ヘハ死亡日認者ノ証明アルトキハ其証明書等ノ証拠書類ヲ添附セシメ死亡ノ認定ヲ明確ニナシ置クノ必要アリト思考セラレ候モ果シテ如何

大正 12 年 11 月 9 日民事第 4775 号民事局長回答

貴見ノ通取扱フヲ相当ト思考致候

○要旨

今回の震災で死亡者に診断書や検案書または検視調書等がなくとも市町村長が死亡事実を確認し死亡届を受理したものが他の管区から送付された場合は、確認の根拠となる証拠書類を添付させておく必要がある。

4.5.5 大正 14 年 2 月 27 日民事 537 回答

原文 全集 83p[戸籍先例研究会(1955)]

大正 14 年 1 月 22 日付第 415 号東京市本所区長稟伺

一 戸籍ノ再製完了前ニ於テハ未タ戸籍存在セサルヲ以テ仮令再製中ノ届出ニ錯誤アリタル場合ニ於テモ利害関係人ハ戸籍法第百六十四条ニ依ル戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得サルモノト解スヘキモ今震災ニ因ル死亡者ノ死亡ノ時ニ関シ即チ死亡届ニ「大正十二年九月一日午後零時ト」記載シタルハ同日午後四時ト記載ノ誤リナリシ旨死亡事実証明ノ証明書ヲ添附シ追完届ヲ為サントスルモノアリ然ルニ戸籍法

第六十五条ノ届ニ欠缺アル為メ戸籍ノ記載ヲ為スコト能ハサル場合ニ届出義務者ヲシテ其ノ追完ヲ為サシムヘキモノニシテ前項死亡ノ時ニ関スル錯誤ノ如キハ届書ニ欠缺アルモノト云フコト能ハサレハ追完届ニヨリ之カ訂正ヲ許スヘキモノニアラサルヤニ思考セラルハモ斯克テハ利害関係人ハ戸籍ノ再製完了迄其錯誤ヲ訂正スルコト能ハス他ニ救済ノ途ナク從テ相続順位等未決ノ儘ニ置カサルヘカラサルノ不便アルヲ以テ再製戸籍完了スル迄ハ未タ戸籍ノ記載ヲ為サルモノナルニ因リ斯ル錯誤ノ届出ニ対シテモ戸籍法第六十五条ノ所謂欠缺ノ中ニ包含スルモノト拡張解釈シ追完届出ヲ受理スルコト能ハサル義ニ候ヤ

二 前項追完届ヲ受理スルコトヲ得ルトセハ更ニ追完届ニ対シ追完届ヲ受理スルコトヲ得ルヤ

三 前項追完届ヲ受理スルコトヲ得サルトセハ追完届ノ形式ニ依ラスシテ曩ニ届出タル届書ノ訂正ヲサシムルコトヲ得サルヤ右ハ当区ニ於テハ大正十二年九月一日震災ニヨリ戸籍焼失シ目下再製中ニ候モ尚其完了迄ニハ時日ヲ要シスカル類似ノ事件他ニモ有之取扱上疑義相生シ候条至急何分ノ御指示相仰度候

大正 14 年 2 月 27 日付民事第 537 号民事局長回答

届書ノ追完又ハ訂正ヲ為スヘキモノニ非スシテ仮戸籍ノ記載ニ付直ニ戸籍訂正ノ申請ヲ為サシメ其ノ裁判ニ基キ仮戸籍ノ記載ヲ訂正スヘク若死亡時ノ訂正カ相続其ノ他ノ関係ニ重大ノ影響ヲ及ホスヘキトキハ確定判決ニ因リ戸籍ノ訂正ヲ為スヘキ儀ニ有之候

追テ仮戸籍ノ記載ハ後日戸籍ノ再製完了ノ上ニ移記スヘク其ノ移記前ト雖モ本戸籍ノ記載ト同様ノ効カヲ有スル儀ニ有之候右為念申添候也

○要旨

戸籍再製前申出書に大きな錯誤がある場合に仮戸籍の記載の訂正は、戸籍訂正手続きで行い、追完届で訂正すべきではない。死亡届に大正 12 年 9 月 1 日午後零時と記載があるが、同日午後 4 時であると死亡事実証明人の証明書を添附して追完届があってもただちに応ずるべきでない。特に死亡時刻が相続その他の関係に重大な影響を及ぼすときは確定判決で戸籍訂正すべきである。仮戸籍の記載は本戸籍の記載と同様の効力を有する。

4.6 震災時の司法省告示

表 2 の「東京市ニ於テ火災ニ罹リ焼失シタル戸籍ニ関スル帳簿書類ニ付届書送付ノ件」及び、表 3 の「神奈川県下ニ於テ焼失シタル戸籍簿其他ノ書類ニ関スル申出ノ件」は著者が戸籍関係の書籍等を探しても得られなかった資料である。

表 2 及び表 3 を取得できたことにより、戸籍先例を見直した結果、これらが前述の「仮戸籍」作成に用いられたことが確認できた。

一方で、当時の東京市や神奈川県の戸籍関係書

類の被災場所及び時間的範囲が分かる。

更に、司法省告示関連では裁判関係や戸籍関係の被災状況及びその回復作業が確認できる。

§5. 官報と戸籍先例にみる関東大震災

5.1 官報にみる関東大震災

関東大震災関連の資料や書籍はテーマを絞ったものが主で、その全体像が捕らえにくかった。更に、府県関係の公報の資料でも、詳細は分かっても全体の動きがつかみ難い。

官報で震災関連記事を時系列で表示することで当時の行政の対応の変化等を捉えることができる。震災から1週間程度は治安維持に重点がおかれ、その後、復旧と復興にも手がつけられ、震災後2ヶ月程度で情勢が落ち着いてきたと見ることができる。

勅令の推移を見ることで、震災の及ぼした社会的影響の大きさを垣間見ることができる。

「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」は「治安維持法」の施行に伴いその附則で廃止となったことによりその元となったものとみることができる。また「各兵科ノ者ニ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件」は名称変更を重ねて「補助憲兵令」となった。

「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」及び「日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」から法令によって、手形の決済日が次々と繰り延べとなっていく過程が分かる。

戦後になってようやく廃止されることになる勅令が多いことで、それまで関東大震災を引きずっていたことになる。

5.2 「官報における震災関連記事」の活用事例としての戸籍先例

表1の官報における震災関連記事の活用で2つのことが可能である。1つは資料収集の利便性である。戸籍先例を例にするならば、司法省の省令・告示を調べれば容易にアクセスできる。関連として裁判関係や登記関係等の資料アクセスが容易となる。

2つ目は震災全体からみた場合の時間的・場所的位置づけや関連性である。戸籍先例を例にするならば、死亡届の処理と焼失した戸籍簿の復元に関することが問題となる。時間的位置づけとして、発出された告示等の日付で全体の復興の一部が垣間見ることができる。戸籍先例のみでは全体的流れが捉え難い。一方、場所的関連性として、戸籍先例の内容に関する被災現場と周辺地域との関係をみた場合である。司法省以外の官庁の省令や告示内容を見比べることができる。更に、『関東大震災の社会史』[北原糸子(2011)]の序章「メディアが捉えた震災」を参考にすることにより詳細に時間的・場所的関連性の理解に役立つ。

§6. むすび

首都圏直下型地震が想定されている現在、官報の発刊に関して十分な検討していく必要を感じる。

電子化の進んだ現在、印刷された官報だけでなくインターネット版「官報」があり、事変の際の対応が印刷だけではないことになっている。紙媒体だけなら、ロウソクの火を頼りにガリ版印刷をした先人の思いを生かせる。しかし、電子署名を採用してのソフト面だけでなく、ハード面の対応も必要となる。

一方、死者・行方不明者10万5385人の巨大な事件に遭遇し、死亡届等の戸籍処理と戸籍簿等の焼失処理が重大な障害がなく可能であったのは、戸籍法がそれまでに整備され、かつ、震災までの戸籍先例の積み重ねがあったものと考えられる。東日本大震災に際してもその機能が十分発揮されたのではないかとみている。ただ、今後予想される大震災に関しては、これまで経験のなかった戸籍の電子化との関係で問題が予想される。

国会図書館で電子図書としての官報により、図書館等に出向かなくとも貴重な資料を得ることができるようになった。本文はテキストデータではなく画像データではあるが、目次等はテキスト化されており、検索が可能である。戸籍関係の司法省告示の資料が得られたが、多方面の資料を得ることが可能となる。その結果、表4の「墓地及埋葬取締規則」で示す通り、全文とその後の改正状況も把握できた。

今後、「官報における震災関連記事」を参考に各分野で活用が可能となる。例えば、勅令と陸軍省令・告示の内容から軍の動向がより体系的、客観的に捉えることができることになる。更に、勅令と各省の省令・告示の内容から各種のテーマで活用が可能となる。

謝辞

本論をまとめるに当たって、査読者並びに編集者の皆様に大変お世話になりました。深く感謝いたします。

対象地震：1923年関東地震

文献

- 北原糸子, 2011, 関東大震災の社会史, 朝日新聞出版, 59pp
- 戸籍法務研究会, 2001, 新版 実務戸籍法, (財)民事法務協会, 8pp
- 戸籍先例研究会, 1955, 戸籍先例全集, ぎょうせい
- 中村隆英, 1996, 昭和恐慌と経済政策, 講談社, 56pp
- 岡垣学・加藤令造, 1985, 全訂 戸籍法逐条解説, 可能日本加除出版, 62pp

大蔵省印刷局編, 1972, 大蔵省印刷局百年史第2巻,
大蔵省印刷局, 879pp
高妻新・田代有嗣, 2001, 改訂 体系・戸籍用語事典,
日本加除出版, 79pp
武村雅之, 1999, 日記に記された大正関東地震の余
震とその影響, 歴史地震, 15-209pp
谷口知平, 1986, 戸籍法[第三版] 法律学全集, 有
斐閣, 21pp

電子データ等

中央防災会議報告書 1923 関東大震災
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokei/shou/rep/1923--kantoDAISHINSAI/index.html>

国立国会図書館の電子図書館,官報検索
<http://dl.ndl.go.jp/search/detail?detailSearchTypeNo=T5>

国立国会図書館の電子図書館,日本法令検索
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>

表1 1923年大正12年9月2日から11月16日までの官報における震災関連記事

Table 1 Great Kanto Earthquake related stories in official gazettes from September 2 to November 16, 1923

<p>9月2日(日)号外1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急勅令第396号 非常徴発令 ・勅令第397号 臨時震災救護事務局官制 ・緊急勅令第398号 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件 ・勅令第399号 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ノ施行ニ関スル件 ・内務省令号外 非常徴発令ニ依リ徴発シ得ヘキ物件ニ関スル件 ・叙任及辞令 内閣総理大臣
<p>9月3日(月)号外2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第400号 関東戒厳司令部条例 ・勅令第401号 大正12年勅令第399号中改正ノ件 ・関東戒厳司令官告諭(9月22日官報) ・関東戒厳司令官命令第1号(9月22日官報)
<p>9月4日(火)号外3,4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第402号 大正12年勅令第399号中改正ノ件 ・内閣告示 臨時震災救護事務局神奈川県支部設置ノ件 ・内閣告諭第1号 ・関東戒厳司令官命令第2号(9月22日官報)
<p>9月5日(水)号外5号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣告諭第2号 ・関東戒厳司令官命令第3号(9月22日官報)
<p>9月6日(木)号外6号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東戒厳司令官告諭(9月25日官報)
<p>9月7日(金)号外7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急勅令第403号 治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件 ・緊急勅令第404号 私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件 ・緊急勅令第405号 震災ニ際シ生活必需品ニ関スル暴利取締ノ件 ・勅令第406号 会計規則其ノ他ノ収入支出ニ関スル命令ノ規定ニ対シ特例ヲ設クル件 ・大蔵省令第17号 東京府、神奈川県等ニ勤務スル官吏以下ノ俸給、給料及手当繰上ケ支給ノ件 ・農商務省令臨第1号 暴利取締ノ件ニ関スル生活必需品ノ指定ノ件 ・官報雑報号外第1号(収録されていない)
<p>9月8日(土)号外8号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮内庁省令第9号 不要存御料地処分令施行規則第1条ノ官報ノ件 ・官報雑報第2号(収録されていない)
<p>9月9日(日)号外9号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部省令臨第1号 各学校校長ノ授業日数其他ノ制限ニ拘ラス必要ナル措置ヲ為スコトヲ得ルノ件 ・逓信省令第58号 罹災者発郵便料金後納取扱ノ件 ・逓信省令第59号 東京湾内外ノ船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ使用停止ノ件 ・官報雑報号外第3号
<p>9月10日(月)号外10号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部省告諭臨第1号 震災ニ際シ学生生徒児童等心得ノ件 ・官報雑報号外第4号
<p>9月11日(火)号外11号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第407号 米穀輸入税免ノ件(9月12日官報) ・勅令第408号 生牛肉及鳥卵ノ輸入税免除ノ件(9月12日官報) ・陸軍省令第22号 勤務演習召集及簡閲点呼取止ニ関スル件 ・逓信省令第60号 東京府其他ニ於テ電報及電話料金現金納付ノ件 ・官報雑報号外第5号
<p>9月12日(水)号外12,13号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詔書 ・緊急勅令第409号 東京府神奈川県等ニ於ケル現任府県会議員ノ任期等ニ関スル件 ・緊急勅令第410号 震災被害者ニ対スル租税免除等ニ関スル件 ・緊急勅令第411号 生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械及材料ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ関スル件 ・緊急勅令第412号 震災地ノ行政庁ノ権限ニ属スル処分ニ基ク権利利益ノ存続期間等ニ関スル件 ・勅令第413号 震災地警備ノ事務ニ従事セシムル為臨時職員設置ノ件 ・農商務省告示第224号 中央度量衡検定所本支所事務取区域ノ件廃止ノ件 ・農商務省告示第225号 工業所有権戦時法ニ依ル専用権ニ関スル書類差出方ノ件

<ul style="list-style-type: none"> ・農商務省告示第 226 号 9 月 1 日前特許局ニ差出シタル訴願出願等ニ関スル事件未了ノモノハ書類物件差出シ方ノ件 ・農商務省告示第 227 号 9 月 1 日前特許権ノ存続期間延長ニ関スル願書差出シ方ノ件 ・官報雜報号外第 6 号
<p>9 月 13 日(木)号外 14 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮廷録事(御見舞電報並御答電) ・官報雜報号外第 7 号
<p>9 月 14 日(金)号外 15 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 169 号 鉄道省委託小荷物扱所規程中改正ノ件 ・官報雜報号外第 8 号
<p>9 月 15 日(土)号外 16 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 414 号 東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件(9 月 16 日官報) ・勅令第 415 号 大正 12 年勅令第 412 号ノ施行ニ関スル件(9 月 16 日官報) ・司法省令第 18 号 東京区裁判所ニ長町及林町出張所ノ管轄ニ属スル登記事務取扱ノ件 ・司法省令第 19 号 東京区裁判所ニ長町及林町出張所焼失ニ付確定日附簿ニ関スル件 ・逓信省告示第 1427 号 震災ノ為執務不能ノ郵便官署ニテ郵便事務ノ取扱停止又ハ制限ノ件 ・逓信省告示第 1428 号 震災及標識燃料供給不能ノ為航路標識燈火消滅ノ件 ・官報雜報号外第 9 号
<p>9 月 16 日(日)号外 17 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣令第 6 号 恩給、退隠料及遺族扶助料等ノ支給期日及証書謄本交付ニ関スル件 ・内閣告諭号外 帝都復興ニ関シ聖旨奉載ノ件
<p>9 月 17 日(月)号外 18,19 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 416 号 臨時震災救護事務局官制中改正ノ件 ・勅令第 417 号 生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械及材料等ノ輸入税低減又ハ免除施行ニ関スル件 ・内務省令第 33 号 東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件 ・逓信省令第 61 号 郵便規則中改正ノ件 ・官報雜報号外第 10 号
<p>9 月 18 日(火)号外 20 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮内省令第 10 号 恩給及遺族扶助料ノ支給期日ニ関スル件 ・陸軍省令第 23 号 罹災地受検壮丁ノ住所等ノ異動届出ニ関スル件 ・逓信省告示第 1430 号 震災地ニ於ケル郵便物ノ引受制限ニ関スル件 ・官報雜報号外第 11 号
<p>9 月 19 日(水)号外 21,22 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 418 号 帝都復興審議会官制 ・逓信省令第 62 号 船員証明規則ニ依ル証明停止ノ件 ・農商務省告示第 228 号 横浜港ニ於テ検査スヘキ物件ニ関スル件 ・逓信省告示第 1432 号 東京海湾観音崎及横浜港北水堤両灯台仮灯点火ノ件 ・陸海軍彙報 芝浦附近海面ノ夜間交通禁止ノ件(9 月 25 日官報) ・官報雜報号外第 12 号
<p>9 月 20 日(木)号外 23 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 176 号 大湯線小野屋湯平間鉄道運輸營業開始ノ件 ・宮廷録事(御見舞電報並御答電) ・関東戒嚴司令官命令第 5 号(9 月 25 日官報) ・官報雜報号外第 13 号
<p>9 月 21 日(金)号外 24 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内務省令第 34 号 警察賞与ニ関スル件 ・逓信省令第 63 号 震災ニ依ル罹災者宛郵便物料金後納ニ関スル省令中改正ノ件 ・鉄道省告示第 177 号 災害地域各停車場ニ於ケル旅客手小荷物及貨物取扱制限ノ件 ・鉄道省告示第 178 号 震災地方行貨物取扱ノ件 ・官報雜報号外第 14 号
<p>9 月 22 日(土)号外 25,26 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 419 号 労働統計実地調査令中改正ノ件(9 月 21 日ノ表示) ・緊急勅令第 420 号 臨時物資供給令 ・緊急勅令第 421 号 臨時物資供給特別会計令 ・勅令第 422 号 恩賜金及寄附金等ノ取扱ニ関スル件 ・農商務省令臨第 2 号 緊急勅令第 420 号ニ依ル物資品目指定ノ件 ・内務省告示第 288 号 大正 12 年 9 月 1 日以前ニ提出シタル書類ニ関スル件 ・司法省告示第 20 号 横浜地方裁判所及横浜区裁判所仮庁舎移転ノ件 ・鉄道省告示第 180 号 震災地方行貨物取扱方中改正ノ件

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 181 号 救護材料ノ返還取扱ノ件 3 ・関東戒嚴司令官命令(9 月 3 日命令第 1 号・9 月 4 日命令第 2 号・9 月 5 日命令第 3 号・9 月 3 日告諭) ・官報雜報号外第 15 号
<p>9 月 25 日(火)第 3328 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省令第 68 号 震災ノ為汚斑毀損シタル郵便切手収入印紙等ノ引換ニ関スル件 ・通信省令第 69 号 震災地方ニ取扱ヒタル電報ノ電報規則第 47 条第 1 号ノ不適用ノ件 ・通信省告示第 1436 号 城ヶ島及劍崎両灯台仮灯点火ノ件 ・通信省告示第 1437 号 震災地ニ在ル郵便官署中臨時郵便事務取扱停止中改正ノ件
<p>9 月 26 日(水)第 3329 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵省令第 18 号 震災救護義捐金出納事務規程ノ件 ・通信省告示第 1441 号 大正 12 年通信省告示 1430 号ノ廃止ノ件 ・鉄道省告示第 188 号 震災地ノ行政庁又ハ公共団体ニ附スル木材ノ運賃低ノ件 ・鉄道省告示第 191 号 震災地方ニ於ケル運賃割引貨物ノ到着取扱所中改正ノ件
<p>9 月 27 日(木)第 3330 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急勅令第 423 号 東京府及神奈川県ニ於ケル衆議院議員選挙人名簿調製ニ関スル件 ・緊急勅令第 424 号 日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件 ・勅令第 425 号 帝都復興院官制 ・勅令第 429 号 大正 12 年勅令第 404 号第 3 条第 1 項ノ適用等ニ関スル件
<p>9 月 28 日(金)第 3331 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法省告示第 21 号 東京市ニ於テ火災ニ罹リ焼失シタル戸籍ニ関スル帳簿書類ニ付届書送付ノ件 ・司法省告示第 22 号 木更津区裁判所登記事務停止ノ件 ・司法省告示第 23 号 木更津区裁判所湊出張所及北条区裁判所南三原出張所登記事務停止ノ件 ・司法省告示第 24 号 横浜区裁判所備付各種ノ登記ニ関スル帳簿及書類焼失ニ付登記回復ノ件 ・司法省告示第 25 号 横浜区裁判所備付確定日附簿焼失ニ付証書差出ノ件 ・通信省告示第 1450 号 勝浦灯台復旧、洲崎灯台ノ仮灯点火ノ件 ・宮廷録事(震災並復興ニ関シ賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ儀)
<p>9 月 29 日(土)第 3332 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内務省令第 36 号 東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件中改正ノ件
<p>9 月 30 日(日)号外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 433 号 震災被害者ニ対スル租税ノ減免等ニ関スル件ノ施行ニ関スル件 ・官報目録
<p>10 月 1 日(月)第 3333 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 434 号 臨時營繕局官制(9 月 29 日ノ表示) ・陸軍省令第 26 号 震災ノため兵卒ヲ特ニ帰休除隊セシムルコトヲ得ルノ件 ・宮廷録事(9 月 28 日震災並復興ニ関シ賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ儀ニオケル御告文)
<p>10 月 2 日(火)第 3334 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省令第 71 号 簡易生命保険非常取扱規則 ・農商務省告示第 231 号 震災前農商務大臣、東京鉱務署長又ハ東京大林区署長ニ提出シタル書類ノ再提出手續ノ件 ・通信省告示第 1445 号 伊豆大島灯台復旧ノ件 ・鉄道省告示第 197 号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱方中改正ノ件 ・鉄道省告示第 198 号 震災地停車場ニ於テ小荷物取扱方中改正ノ件 ・鉄道省告示第 199 号 震災地停車場ニ於テ運輸營業取扱ノ件 ・鉄道省告示第 202 号 震災地方行貨物取扱方中改正ノ件 ・鉄道省告示第 203 号 災害地域各停車場ニ於ケル旅客小荷物及貨物ノ取扱制限ニ関スル件中改正ノ件 ・鉄道省告示第 204 号 災害地停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ノ件
<p>10 月 3 日(水)第 3335 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵省令第 21 号 東京府神奈川県外三県ニ勤務スル官吏以下ノ俸給給料等支給日繰上ケノ件中改正ノ件 ・司法省告示第 26 号 神奈川県下ニ於テ焼失シタル戸籍簿其他ノ書類ニ関スル申出ノ件 ・通信省告示第 1456 号 東京中央郵便局臨時出張所ニ於テ簡易生命保険非常取扱ヲ為ス件 ・通信省告示第 1457 号 横浜港北水堤灯台変更ノ件 ・通信省告示第 1458 号 横浜港東水堤灯台変更ノ件 ・官報雜報号外第 40 号
<p>10 月 4 日(木)第 3336 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部省告示臨第 1 号 9 月 1 日以前提出ノ書類再提出ノ件 ・鉄道省告示第 207 号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍改正ノ件 ・鉄道省告示第 209 号 震災地方行取扱貨物ノ件中改正ノ件 ・鉄道省告示第 210 号 震災地方著貨物ノ運賃低減ノ件 ・鉄道省告示第 211 号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中改正ノ件

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 212 号 震災地ノ行政庁又ハ公共団体ニ附スル木材運賃低減ノ廃止ノ件 ・鉄道省告示第 213 号 震災地ニ到著シタル救護材料ニシテ救護ノ目的ヲ達シ発送地ニ返還スルモノノ廃止ノ件
<p>10 月 5 日(金)第 3337 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 217 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件
<p>10 月 6 日(土)第 3338 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第 220 号 震災地地方取扱貨物ノ件中改正ノ件 ・鉄道省告示第 221 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件 ・官報雑報号外第 41 号
<p>10 月 8 日(月)第 3339 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内務省令第 38 号 警視庁神奈川外三県ニ属スル巡查其他ノ俸給等支給期日繰上ノ件中改正ノ件 ・大蔵省令第 23 号 震災ニ因リ汚染又ハ毀損シタル国債証券ノ附続利札ニ関スル件 ・司法省告示第 29 号 震災ニ依リ北条区裁判所登記事務停止ノ件 ・逓信省告示第 1481 号 横浜港外本牧沖荒洲水中音信号挂灯浮標復旧ノ件 ・鉄道省告示第 222 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件 ・鉄道省告示第 223 号 震災地地方ニ送附スル救恤品其他ノ運賃低減ノ件 ・官報附録
<p>10 月 9 日(火)第 3340 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商務省告示第 235 号 焼失シタル獣医籍及蹄鉄工籍ニ関スル届出ノ件 ・鉄道省告示第 224 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件
<p>10 月 10 日(水)第 3341 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法省告示第 30 号 横浜地方裁判所及横浜区裁判所震災ニ罹リ訴訟記録及帳簿類等焼失ニ付更ニ申請ノ件 ・司法省告示第 31 号 東京区裁判所管轄内証拠保全事件等ノ事務取扱所ノ件 ・司法省告示第 32 号 横浜地方裁判所及横浜区裁判所仮調査ニ関スル告示中追加ノ件 ・逓信省告示第 1491 号 野島埼灯台仮灯点火ノ件 ・逓信省告示第 1492 号 伊豆大島灯台灯火消滅 ・逓信省告示第 1494 号 東京湾三海堡灯台ノ変更復旧ノ件
<p>10 月 11 日(木)第 3342 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 441 号 各兵科ノ者ニ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件(10 月 10 日ノ表示) ・勅令第 442 号 震災地ノ行政庁及権利利益ノ存続期間等ノ規定施行ニ関スル件中改正ノ件(10 月 10 日ノ表示) ・逓信省令第 74 号 東京府神奈川県等ノ内官報ノ電報料金後納ノ件 ・鉄道省告示第 226 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件 ・官報附録
<p>10 月 12 日(金)第 3343 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商務省告示第 236 号 大正 12 年告示第 231 号ニ依リ提出スヘキ書類ノ提出期限ノ件 ・農商務省告示第 237 号 東京鉱務署ニ於テ滅失シタル書類ニ関スル件
<p>10 月 13 日(土)第 3344 号・司法省告示第 33 号 沼津区裁判所伊東出張所備付登記簿中滅失ニ付書類提出ノ件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法省告示第 34 号 木更津区裁判所仮庁舎ニ移転ノ件 ・逓信省告示第 1501 号 観音埼灯台仮灯変更ノ件
<p>10 月 15 日(月)第 3345 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第 444 号 震災地警備ノ事務ニ従事セシムル為臨時職員設置ノ件(10 月 13 日ノ表示) ・勅令第 445 号 庁府県巡查定員ニ特例ヲ設クルノ件(10 月 13 日ノ表示) ・官報附録
<p>10 月 16 日(火)第 3346 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣告示号外 臨時震災救護事務局神奈川県支部廃止ノ件 ・逓信省告示第 1511 号 東京横浜電話至急開通ノ申請不受理ノ件 ・予約出版届出 題名「癸亥関東大震災史」
<p>10 月 18 日(木)第 3347 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逓信省告示第 231 号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱範囲中改正ノ件 ・彙報 帝都復興院分課規程 ・官報附録
<p>10 月 19 日(金)第 3348 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令 第 447 号 郵便貯金郵便為替等ノ権利ノ申告ニ関スル件(10 月 18 日ノ表示) ・逓信省令第 78 号 郵便諸規則中震災地ニ適用スル特例ニ関スル件 ・逓信省令第 80 号 震災地ニ於ケル電話加入名義及電話機設置場所変更ニ関スル件 ・司法省告示第 36 号 横浜区裁判所管轄内証拠保全事件等ノ事務取扱所ノ件 ・逓信省告示第 1523 号 震災地郵便官署郵便受付時間ニ関スル改正ノ件 ・逓信省告示第 1524 号 震災地ニ於ケル電話加入名義及電話機設置場所変更ノ規定適用ノ件

<p>10月20日(土)第3349号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵省令第24号 大正12年勅令第406号ニ依リ会計規則ニ対スル特例ノ件 ・逓信省令第81号 臨時郵便貯金及郵便為替確認規則 ・逓信省第1526号 臨時郵便貯金及郵便為替確認規則ニ依ル申告書提出期間ニ関スル件 ・逓信省第1527号 臨時郵便貯金及郵便為替確認規則ニ規定スル罹災郵便局名 ・官報附録
<p>10月22日(月)第3350号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣令第8号 内閣恩給局ノ管掌ニ係ル恩給, 退隠料等震災地受給者支給日繰上等ノ廃止ノ件 ・文部省告示臨第2号 検定ヲ経タル教科書ノ発行者ニシテ震災ノ為図書供給不能トナリタルモノ届出ノ件 ・逓信省告示第1537号 震災ノタメ焼失損壊シ又ハ持退営業營業取扱範囲中改正ノ件
<p>10月23日(火)第3351号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商務省令臨第3号 減失鉱業原簿調製規則 ・農商務省令臨第4号 減失鉱業原簿調製ニ関スル件 ・農商務省令臨第5号 減失免許漁業原簿回復規則 ・農商務省令臨第6号 減失特許原簿回復規則 ・農商務省令臨第7号 減失実用新案原簿ノ回復ニ関スル件 ・農商務省令臨第8号 減失意匠原簿ノ回復ニ関スル件 ・農商務省令臨第9号 減失商標原簿ノ回復ニ関スル件 ・農商務省令告示第241号 東京鉱務署備付鉱業原簿等減失ニ付申請ニ関スル件 ・農商務省令告示第242号 農商務省備付免許漁業原簿減失ニ付登録回復申請ニ関スル件 ・農商務省令告示第243号 特許原簿等減失ニ付登録回復ノ申請ニ関スル件 ・官報附録
<p>10月24日(水)第3352号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第236号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範囲中改正ノ件 ・勅令第452号 戒厳令適用区域ニ関スル件中改正ノ件(10月23日の表示) ・予約出版届出 題名「大震災全記」 ・在外公館及商務官報告 震災ト新嘉坡本邦品市場(外務省)
<p>10月25日(木)第3353号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第453号 東京府神奈川件及埼玉件所在ノ監獄ニ職員増置ノ件(10月24日の表示) ・在外公館及商務官報告 震災ト米国絹物市場(外務省)
<p>10月26日(金)第3354号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内務省告示第328号 東京鉱務署ニ於テ震災ニ依リ減失シタル雇傭勞務規則, 扶助規則扶助月報ニ関スル件 ・司法省告示第39号 東京区裁判所管轄内証拠保全事件等ノ事務取扱所ノ件 ・逓信省告示第1556号 横浜港口本牧挂灯浮標復旧ノ件 ・鉄道省告示第241号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範囲中改正ノ件 ・鉄道省告示第242号 横浜清水港間連絡船取扱ノ小荷物運賃計算ノ件 ・鉄道省告示第243号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範囲中改正ノ件
<p>10月27日(土)第3355号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第459号 供託物ノ還付又取戻請求ニ関スル特例ノ件(10月26日の表示) ・農商務省告示 神奈川県庁備付免許漁業原簿減失ニ付登録回復申請ノ件 ・鉄道省告示第244号 震災地停車場ニ於ケル運輸營業開始ノ件 ・鉄道省告示第246号 震災地各停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ヲ為ス場合ノ条件中改正ノ件
<p>10月29日(月)第3356号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第468号 中央卸売市場法施行期日ノ件(10月27日の表示) ・勅令第469号 中央卸売市場法ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ関スル件(10月27日の表示) ・農商務省令臨第10号 中央卸売市場法施行規則 ・農商務省令臨第11号 中央卸売市場補助金交附規則 ・農商務省令告示第251号 神奈川県下免許漁業原簿減失ニ付登録回復ノ申請ニ関スル件
<p>10月30日(火)第3357号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逓信省令第85号 震災地ニ於ケル郵便貯金即時払ニ関スル件
<p>10月31日(水)号外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急勅令第471号 震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル会社ノ株主總會等ニ関スル件 ・大蔵省令第26号 震災地ニ於テ地租, 所得税, 營業税及相続税ノ徴収猶予ニ関スル件
<p>11月1日(木)第3358号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第472号 都市計画委員会官制中改正ノ件(10月30日の表示) ・勅令第473号 震災地ノ行政庁ニ対シ出願請求其他ノ手續ヲ為スヘキ期限ノ延期ニ関スル件(10月30日の表示) ・逓信省令第86号 罹災通信ト表記セル郵便物ニ対スル料金後納廃止ノ件

<p>11月2日(金)第3359号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省令第87号 電話料金ノ還付ニ関スル特例ノ件 ・通信省令第88号 東京通信局海事部横浜出張所備付ノ船舶原簿ニ登録ノ船舶所有者書類差出ノ件 ・通信省告示第1572号 伊豆大島灯台復旧ノ件 ・鉄道省告示第250号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱制限中改正ノ件 ・彙報 芝浦附近海面夜間交通禁止解除(陸軍省)
<p>11月3日(土)第3360号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部省告示臨時臨第3号 文部省仮事務所移転ノ件
<p>11月5日(月)第3361号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法省告示第43号 東京区裁判所管轄内証拠保全等事務取扱場所変更ノ件
<p>11月6日(火)第3362号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省告示第1584号 東京海湾羽根田洲川崎挂灯浮標灯質等変更復旧ノ件 ・通信省告示第1592号 三田郵便局芝浦分室ニ於テ簡易生命保険金及還付金ノ局待払並貸付金ノ局待貸付ヲ取扱ノ件 ・鉄道省告示第251号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱制限中改正ノ件
<p>11月7日(水)第3363号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣令第9号 臨時物資供給令ノ規定ニ依ル物資ノ品目指定ノ件 ・通信省告示第1594号 通信大臣ニ提出シタル書類震災焼失ノタメ未処分モノノ其写提出ノ件 ・彙報 横浜駐在米国総領事仮承認
<p>11月8日(木)第3364号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省令第90号 臨時市内特設電話規則
<p>11月9日(金)第3365号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信省告示第1619号 罹災ノ簡易生命保険契約者ニ対スル貸付金ノ利率ノ件 ・彙報 東京帝国大学理学部附属植物園来館人員10月(文部省)
<p>11月10日(土)第3366号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内務省告示第345号 郡市ノ区域ニ依ラサル警察署管轄区域表(神奈川県)中改正ノ件 <p>号外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詔書 国民精神作興ニ関スル件
<p>11月11日(日)号外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣告諭号外 国民精神作興ニ関スル詔書ノ奉体ノ件
<p>11月12日(月)第3367号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勅令第475号 法人ニ対スル破産宣告ニ関スル件 ・在外公館報告 本邦震災ト印度商況(外務省)
<p>11月13日(火)第3368号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道省告示第260号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱制限中改正ノ件 ・彙報 (9月1日)横浜駐在伯国総領事死去
<p>11月14日(水)第3369号</p> <p>震災関連記事はない</p>
<p>11月15日(木)第3370号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣令第10号 震災ニ因リ焼失シタル戸籍再製ノタメ第一回国勢調査申告書使用ニ関スル件 ・鉄道省告示第262号 震災地各停車場ニ向テ發送スル小荷物及貨物ノ取扱ニ関スル件 ・鉄道省告示第263号 東京市内営業所及横浜市内営業所廃止ノ件 ・鉄道省告示第266号 震災地停車場ニ於ケル運輸営業取扱制限中改正ノ件 ・彙報 予約出版届出 大正大震災火災誌 <p>号外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急勅令第478号 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件廃止ノ件(緊急勅令第398号の11月16日廃止) ・勅令第479号 一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ノ施行ニ関スル件廃止ノ件(勅令第399号の11月16日廃止) ・勅令第480号 東京警備司令部令(勅令第400号(関東戒厳司令部条例の11月16日廃止)) ・軍令陸第10号 東京警備司令官及第一師団長ノ職務ノ権限ニ関スル件
<p>11月16日(金)第3371号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彙報 都市卸売物価調9月(農商務省) <ul style="list-style-type: none"> ●勅令は官報記載内容としたが、国会図書館の法令表示でない場合もある。 ●省令、告示の名称は官報記載内容を参考にそのまま又は著者独自の判断による名称にしたものがある。 ●勅令に関しては、旧憲法第9条の「勅令」と同8条の「緊急勅令」を官報の公布内容で区別した。 ●官報原文の漢字に関して旧字体のものは新字体で表示し、漢数字をアラビア数字とした。 ●官報発行日と勅令の表示日が一致していないものは官報掲載日を公布の日とした。但し、国会図書館の「日本法令索引」にはその取扱いと異なる場合があるが、整合性から国会図書館の表示とした。

●勅令の廃止日は内容により表示した。

●官報雑報号外の記載内容

9月7日第1号(収録されていない)

9月8日第2号(収録されていない)

9月9日第3号(伝染病襲来ニ備ヘヨ・汽車ト汽船ノ便・市内電車運転状況・伊豆大島探検隊帰ル・日本赤十字社救護所ノ位置・直轄学校休業・試験延期・米搗用動力・郵便取扱局増加・天気予報)

9月10日第4号(諸材料続々来ル・交通通信ノ状況・無賃船便・中学校以上ノ学校ハ当分休ミ・電車ノ焼失・赤痢出ズ・東京市内ノ糞尿処理・東京ノ死亡者数(9月8日調))

9月11日第5号(栃木県知事謹話・中央及地方職業紹介事務局協定事項・郵便・取扱郵便局ノ拡張・電話・日本赤十字社ノ活動・罹災民輸送軍艦便・河川デ食料運搬ヲヤル・警視庁ノ消毒班組織・東京衛生試験所ノ巡視班・銀行ノ預金支払開始・糧秣配給ノ手続・神奈川県下震災概要)

9月12日第6号(政府所有米ニ就テ・濫ニ焼跡ニ行ク勿レ・諸物資続々到着・市内交通状況・郊外電車ノ状況・市電ノ近ク開通スベキ予定線・行動郵便隊ノ巡回・各区别焼失家屋戸数及其人口)

9月13日第7号(地方ヨリ上京ハ見合セヨ・地震ハ減シツツアリ・避難者移動状況・警視庁ノ営業開始懇請・明治神宮外苑ニバラック完成・市内伝染病患者・屍体遺骨ノ保管・渡船開始・鉄道省ノ救護班)

9月14日第8号(市民各自ノ自重ヲ望ム・伝染病研究所ノ活動・電信取扱状況・郵便・水道・東京市内バラック建設予定地・文部省関係診療班所在地・飲ミ水ノ注意・迷児迷人ヲ尋ネル人ヘ・名古屋市内ノ避難者)

9月15日第9号(本建築ニ著手スル勿レ・官公私立学校ノ被害・自動車修理工場ノ概況・伝染病発生・避難者ノ輸送予定(軍艦便)・樺太鉄道ノ無賃輸送・母ヲ失ヒタル嬰兒ノタメ牛乳又煉乳ニ依ル育児法)

9月17日第10号(関東戒嚴司令部ノ採リタル処置ノ大要・戒嚴地域今後ノ警備方針ニ就テ・東京市内罹災者ノ一般状況・悪疫予防ト警視庁応診療班ノ増設・大阪・神戸・京都・名古屋各市職業紹介所ノ避難者紹介)

9月18日第11号(罹災社会事業団体ヘ御下賜金ニ就テ・鉄道情報・地方鉄道・軌道・船舶連絡・井戸水ノ簡易ナ消毒法・乳幼児ノ為ニ婦人団体ノ活動ヲ望ム・大阪ヘノ避難民・幼児ト其ノ母ヲ引取ル・清水ヘノ最終船便)

9月19日第12号(義捐金処分方法決定ス・罹災民ニ日常必需諸雑品ノ給与・郵便・電信・電話・省線電車運転再開・恩給ヲ有スル方ヘ・三浦半島附近土地隆起ノ状況・省線無賃輸送ノ制限・外国ヨリノ義捐金)

9月20日第13号(東宮慶事御延期・高松宮麻布御用地再開放・陸軍衛生部隊ノ活動・避難民ノ状況ト人心ノ帰嚮・宗教団の收容状況・尋ネ人ノ為メニ・臨時清水港行軍艦便)

9月21日第14号(鉄道貨物ノ輸送開始・各地ノ地震被害状況・重湯牛乳等ノ供給・今後ノ義捐ハ可成現金ヲ望ム・鉄道情報・警視庁更ニ診察班ヲ増設ス)

9月22日第15号(罹災児童ノ教育施設・垂鉛板・洋釘等ノ配給状況・千葉方面ノ状況・通信状況・通信交通状況・船主ノ美学・海軍便リ)

10月3日第40号(地震と地質との関係その1 地質調査所長 井上禧之助 大震災と芸術の将来その1 坪内逍遙 災害と婦人の体力 文部省学校衛生官 吉田章信)

10月6日第41号(震災後の私権救済について 東京地方裁判所長 今村恭太郎 薄鉄板の新製法 大河内正敏 大震災と芸術の将来その2 坪内逍遙 地震と地質との関係その2 地質調査所長 井上禧之助)

表2 大正12年9月28日司法省告示第21号. 東京市ニ於テ火災ニ罹リ焼失シタル戸籍ニ関スル帳簿書類ニ付届書送付ノ件.

Table 2 Notification of the Ministry of Justice No.21 September 28, 1923. A measure concerning the loss of family register and other documents by fire in Tokyo-shi.

<p>東京市京橋区役所, 日本橋区役所, 神田区役所, 芝区役所, 深川区役所及本所区役所ハ本年9月1日, 下谷区役所ハ同月2日火災ニ罹リ同区役所ニ保存スル左記ノ戸籍ニ関スル帳簿書類焼失シタリ</p> <p>京橋区役所 戸籍簿, 除籍簿及本年5月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ全部</p> <p>日本橋区役所 戸籍簿, 除籍簿及本年6月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ全部</p> <p>神田区役所 除籍簿及本年4月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ全部</p> <p>芝区役所 除籍簿及本年6月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ一部</p> <p>深川区役所 除籍簿ノ一部及本年6月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ全部</p> <p>本所区役所 戸籍簿, 除籍簿及本年4月1日乃至9月1日ニ於テ受理シタル戸籍ニ関スル届書類ノ全部</p> <p>下谷区役所 戸籍簿ノ一部, 除籍簿ノ全部 前記区役所ニ戸籍ニ関スル届出, 申請ヲ為シタル者並戸籍ニ関スル届書, 申請書ノ送付ヲ為シタル者及其送付ヲ受ケタル者ハ左記區別ニ從ヒ大正13年3月31日迄ニ同区長ニ届出若ハ申請ニ係ル事項ヲ申出又ハ更ニ書類ヲ送付スヘシ 市町村長ノ送付スヘキ届書類ハ市町村役場又ハ区裁判所ニ保存スルモノニ付市町村長之ヲ謄写シテ送付スヘシ</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>京橋区役所 本年5月1日乃至9月1日ニ於テ同区長ニ戸籍ニ関スル届出, 申請ヲ為シタル者並戸籍ニ関スル届書類, 申請書ノ送付ヲ為シタル者及同区長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者</p> <p>日本橋区役所 本年6月1日乃至9月1日ニ於ケル同上</p> <p>神田区役所 本年4月1日乃至9月1日ニ於ケル同上</p> <p>芝区役所 本年6月1日乃至同月30日ニ於テ同区長ニ對シ同区三田一丁目, 同二丁目, 同三丁目, 同四丁目, 三田四国町, 三田同朋町, 三田巧運町, 三田町台町一丁目, 同二丁目, 三田台裏町, 赤羽町, 新門前町, 三田小山町, 三田綱町, 三田豊岡町, 三田北寺町, 三田南寺町, 三田松坂町, 三田老増町ニ本籍ヲ有スル者ニ関スル届出, 申請ヲ為シタル者並右ノ者ニ関スル届書, 申請書ノ送付ヲ為シタル者及同区長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者 本年8月25日, 同27日, 同28日, 9月1日ニ於テ同区長ニ戸籍ニ関スル届出, 申請ヲ為シタル者並戸籍ニ関スル届書, 申請書ノ送付ヲ為シタル者及同区長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者</p> <p>深川区役所 本年6月1日乃至同月30日ニ於テ同区長ニ戸籍ニ関スル届出, 申請ヲ為シタル者並戸籍ニ関スル届書, 申請書ノ送付ヲ為シタル者及同区長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者</p> <p>本所区役所 本年4月1日乃至9月1日ニ於ケル同上</p> <p>東京市京橋区役所, 日本橋区役所, 芝区役所及本所区役所ハ本年9月1日, 下谷区役所ハ同月2日火災ニ罹リ同区役所ニ保存スル寄留簿並寄留手續令第11条ノ用紙焼失シタルニ付現ニ同区ニ寄留スル者又同区ヨリ他ニ出寄留中ノ者ハ大正13年3月31日迄ニ寄留ニ関スル届出事項ヲ更ニ同区長ニ申出ツヘク寄留地市区町村長ハ寄留者中同区ニ本籍ヲ有スル者ノ寄留簿ニ基キ寄留手續令第11条ノ用紙ニ記載ヲ要スル事項を謄写シ之ヲ大正13年3月31日迄ニ同区長ニ送付スヘシ 戸籍又寄留ニ関スル事項ノ申出ニ付テハ左ノ事項ヲ注意スヘシ</p> <p>第1 申出ハ口頭ヲ以テ為スモ差支ナキコト 第2 裁判所ニ保存スル訴訟事又ハ非訟事件ニ関スル記録ニ添附シタル戸籍又ハ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ハ戸籍又ハ寄留簿ノ再製ニ付之ヲ参考トスルヘキモ申出人ニ於テ戸籍又ハ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ申出ト共ニ之ヲ区役所ニ提出スルヲ便トスルコト 第3 市区方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ可成其ノ調査書類ヲ区役所ニ提出セラルルコト 第4 尚申出ヲ為スニ付キテハ区役所又ハ東京区裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト</p>
--

表3 大正12年10月3日司法省告示第26号. 神奈川県下ニ於テ焼失シタル戸籍簿其他ノ書類ニ関スル申出ノ件

Table 3 Notification of the Ministry of Justice No.26 October 3, 1923. A measure concerning the loss of family register and other documents by fire in Kanagawa Prefecture

<p>神奈川県横浜市役所及同県久良岐郡日下村役場本年9月1日火災ニ罹リ同市役所同村役場ニ保存スル戸籍簿、除籍簿其ノ他ノ書類全部焼失シタル左ニ掲ケタル者ハ大正13年3月31日迄ニ同市長又同村長ニ大正12年9月1日前ニ戸籍ニ関シ届出又申請ヲ為シタル事項ヲ申出又ハ同日前ニ送付ヲ為シ又ハ受ケタル届書、申請書ノ写ヲ送付スヘシ</p> <p>一 同市又ハ同村ニ戸籍ヲ有スル者、戸籍ニ関スル届出又ハ申請ヲ為シタル者</p> <p>一 同市又ハ同村ニ戸籍ニ記載セラレタル者</p> <p>一 利害関係人</p> <p>一 同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ニ関スル届書、申請書ヲ同市長又ハ同村長ニ送付シタル市町村長並ニ同市長又ハ同村長ヨリ其送付ヲ受ケタル市町村長</p> <p>一 本年8月1日乃至9月1日ニ於テ同市長又ハ同村長ニ同市又ハ同村ニ本籍ヲ有セサル者ニ関スル届出又ハ申請ヲ為シタル者</p> <p>市町村長ノ送付スヘキ戸籍ニ関スル届書類ハ市町村役場又ハ区裁判所ニ保存スルモノニ付市町村長之ヲ謄写シテ送付スヘシ</p> <p>戸籍ニ関スル事項ノ申出ニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ</p> <p>第1 申出ハ口頭ヲ以テ為スモ差支ナキコト</p> <p>第2 申出人ニ於テ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ所持ストキハ申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト</p> <p>第3 申出人ハ申出ニ因リテ戸籍ニ記載セラルヘキ者ノ大正9年10月1日ニ於ケル居住ノ場所ヲモ申出ツルコト</p> <p>第4 方面委員其ノ他戸口調査シタルコトアル向ハ可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラルルコト</p> <p>第5 尚申出ヲ為スニ付テハ市役所村役場又ハ横浜区裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト</p>
--

表4 墓地及埋葬取締規則(明治17年10月4日太政官布達第25号). 官報データから震災前までに改正はない

Table 4 A graveyard and burial control rule (Notification of Grand Council of State No.25 October 4, 1884). According to the official gazette data, there is not the revision until the Great Kanto Earthquake

<p>第1条 墓地及火葬場ハ管轄庁ヨリ許可シタル区域ニ限ルモノトス</p> <p>第2条 墓地及火葬場ハ総テ管轄警察署ノ取締ヲ受クヘキモノトス</p> <p>第3条 死体ハ死後24時間ヲ経過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス</p> <p>第4条 区長若クハ戸長ノ認許証ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス 但改葬ヲナサントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ</p> <p>第5条 墓地及火葬場ノ管理者ハ区長若クハ戸長ノ認許証ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス又警察署ノ認許証ヲ得タル者ニ非サレハ改葬ヲナサシムヘカラス</p> <p>第6条 葬儀ハ寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ</p> <p>第7条 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スルモノハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ得スシテ建設シタルモノハ之ヲ取除ケシムヘシ 但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス</p> <p>第8条 此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監府知事県令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ヘシ</p>
